

不動産登記実務の視点Ⅲ 目 次

はしがき

第15章 判決による登記 1

- (1) 総 説 1
 - ① 和解調書 5
 - ② 認諾調書 7
 - ③ 調停調書 8
 - ④ 家庭裁判所の審判 10
 - ⑤ 仲裁判断 11
- (2) 判決による登記の申請人 25
- (3) 判決による登記の登記義務者及び不動産の表示 28
- (4) 判決による登記の登記原因及びその日付 38
- (5) 判決による登記における第三者の許可，同意又は承諾の要
否 50
- (6) 判決による登記における執行文の要否 61
- (7) 判決による登記における承継執行文の要否 75
- (8) 判決による登記の申請手続 79
- (9) 判決による中間省略登記 99
- (10) 判決の主文 109

第16章 抵当権に関する登記 119

- (1) 抵当権設定の登記（総説） 119

目 次

- (一) 抵当権の意義・性質 119
- (二) 抵当権の被担保債権 123
- (三) 抵当権の目的物 140
- (四) 抵当権設定契約における当事者 154
- (五) 抵当権設定契約における必要的約定事項 159
- (六) 追加抵当権の設定 167
- (七) 抵当権設定登記の申請手続 190
- (2) 抵当権設定の登記申請書の記載事項 213
 - (一) 登記原因 213
 - (二) 債権額 225
 - (三) 利息, 損害金 229
 - (四) 特約事項, その他 246
- (3) 抵当権の移転の登記 255
 - (一) 抵当権の移転が生じる場合 255
 - (二) 被担保債権の譲渡による移転 256
 - (三) 転付命令による移転 264
 - (四) 相続・合併その他一般承継による移転 265
 - (五) 代位弁済による移転 269
 - (六) 準共有の抵当権の移転 279
 - (七) 真正な登記名義の回復を登記原因とする抵当権の移転 280
 - (八) その他の移転 283
 - (九) 抵当権の移転登記とその他の登記との一括申請の可否 294
 - (十) 抹消登記等の前提としての抵当権の移転登記の要否 296
 - (十一) 抵当権移転の登記手続 301
 - (十二) 抵当権の移転登記の登録免許税 304
- (4) 抵当権の変更又は更正の登記 310
 - (一) 変更又は更正の登記の意義 310

- (二) 債権額の変更又は更正の登記 316
- (三) 利息・損害金の変更又は更正の登記 330
- (四) 債務者の変更又は更正の登記 336
- (五) 目的物の範囲の拡張に関する登記 354
- (六) 目的物の範囲の縮小に関する登記 360
- (七) その他の登記事項の変更又は更正の登記 372
- (5) 抵当権の処分の登記 386
 - (一) 抵当権の処分の意義 386
 - (二) 転抵当の登記 389
 - (三) 抵当権の譲渡（放棄）の登記 397
 - (四) 抵当権の順位の譲渡（放棄）の登記 404
- (6) 抵当権の順位の変更の登記 422
 - (一) 順位変更の意義 422
 - (二) 順位変更の有効要件 427
 - ① 関係者の合意 427
 - ② 順位変更の登記原因証明情報 431
 - ③ 利害関係人等の承諾 435
 - (三) 順位変更の登記 440
 - (四) 順位変更登記の抹消 455
 - (五) 順位変更登記の登録免許税 457
- (7) (根) 抵当権の抹消登記 458
 - (一) 抹消登記の申請人 458
 - (二) 抹消登記の一括申請 474
 - (三) 抹消登記の申請情報 479
 - (四) 抹消登記の申請手続 486
 - (五) 抹消登記の登記原因 495
 - ① 混 同 495

- ② 代物弁済 501
- ③ 主債務消滅・弁済 501
- ④ 解除・その他の原因 506
- (六) 抵当権者の所在が知れない場合の抹消登記の申請手続 509
 - ① 法70条1項の「登記義務者の所在が知れないこと」
を証する情報 512
 - ② 法70条2項 516
 - ③ 法70条3項前段 517
 - ④ 法70条3項後段 521
 - ア 総 説 521
 - イ 弁済期を証する情報 524
 - ウ 供託があったことを証する情報 529
- (七) 抹消登記の添付情報 533
 - ① 登記原因証明情報 533
 - ② 登記識別情報（登記済証） 537
 - ③ 第三者の承諾を証する情報等 538
 - ④ その他の情報 543
- (八) 抹消登記の登録免許税 546

- 先例索引 549
- 判例索引 561